

農業委員会制度が変わりました！

～農地等の利用の最適化推進へ～



農地利用に関する農業委員会の役割が強化されました

農業委員会の業務として、これまでの農地法などに基づく許認可事務のほか、今回の法改正で「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として定められました。

農業委員会は、許認可だけでなく、農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが制度的に位置付けられました。

農業委員の選出方法が変わりました～公選制から任命制へ～

農業委員の選出方法が、これまでの選挙によるものから市長が議会の同意を得て任命する方法になりました。市長は、任命にあたって、あらかじめ地域の農業者や関係団体などに候補者の推薦を求めるとともに、公募も行います。なお、推薦と公募の状況や結果は公表することが義務付けられています。

また、農業委員の過半は認定農業者であることや、年齢・性別などに著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。

農地利用最適化推進委員が新設されます

農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組む体制を強化するため、農業委員とともに地域で活動する農地利用最適化推進委員を委嘱します。地域ごとに農業者などから推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、希望者を募集し、その結果を公表します。

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します！

	農業委員に関する事項	農地利用最適化推進委員に関する事項
対象	○市の付属機関などの委員（教育委員など）でない者 ○市の職員でない者 ※市内に住所を有する者を基本とします	○市内に住所を有する者 ○市の付属機関などの委員（教育委員など）でない者 ○市の職員でない者
主な業務内容	○農地法の規定による農地利用に関する許認可・進達 ○市長の諮問への答申、違反転用などの是正指導 ○遊休農地の発生防止・解消に向けての調整 ○毎月の農業委員会への参加	○担い手への農地利用の集積の調整 ○耕作放棄地の発生防止・解消に向けての調整 ○農地法の規定による申請及び届け出にかかる現地調査 ○毎月の農業委員会への参加
募集人数	19名（利害関係のない者1名を含む）	25名（市内各地区から選出。地区割りは、市ホームページに掲載します）
任期	3年（平成29年4月1日～平成32年3月31日）	3年（任命された日～平成32年3月31日）
報酬	月額22,000円	月額22,000円
募集期間	11月21日（月）～12月20日（火）8:30～17:15（土・日・祝日を除く） ※郵送の場合も期間内必着	
応募方法	応募は、農業者3人からの推薦、団体からの推薦、または自薦によります。 応募用紙（推薦届、応募届）に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送で農業委員会事務局へ提出してください。 ※応募用紙は、農業委員会事務局に備え付けています。また、市ホームページからダウンロードもできます ※農業委員と農地利用最適化推進委員は兼務することができません	
応募状況の公表	応募状況は、中間及び結果を市ホームページで公表します（候補者住所以外の項目）。	

【申し込み・問い合わせ先】 農業委員会事務局 28-6050

〒799-0422 中之庄町1684番地16（農業振興センター2階）

